

# ヘルパーステーション

利用者の尊厳と基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持ち、利用者が安心して、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護及び生活援助を支援します。

利用者の立場に立ったサービスを適切に提供することにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、医療等関係機関との連携を強化し、地域福祉に貢献できるよう努めます。

## 1. 適切なサービス提供

- (1) 居宅介護計画書に基づき訪問介護計画書を作成し支援を行っていきます。また、介護計画書で作成された支援時間と実際の提供時間が著しく乖離している場合や支援内容の見直しの必要性がある時は、居宅介護支援事業所に連絡を行い、計画書の見直しを行って頂き、利用者に現在必要である訪問介護計画書の作成に努めます。
- (2) 定期的なモニタリング・事例検討を行うことで、利用者の持つニーズの把握や問題点を情報収集し、分析を行い、支援方法の見直し意識統一を図るよう努めます。
- (3) 利用者のできる能力を把握して、日常生活で活かせるような働きかけをしていき、生活意欲に繋がれるように努めます。できることを増やし自立に向けた支援ができるよう、医療関係者や居宅介護支援事業所等と連携により情報共有を行い、より良いサービスの提供が行えるよう努めます。
- (4) 「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に対し、利用者の状態や必要性に合わせてサービスを提供し、介護予防と日常生活の自立を支援します。変らないサービスの継続により安心していただけるよう支援します。

## 2. 専門職としての専門性の向上

- (1) 個々の意識の違いによりサービス内容に格差が生じない為にも、報告・連絡・相談を意識的、継続的に行い、多職種との連携を密に専門性を重視するよう努めます。
- (2) 事業所における人材確保の必要性を踏まえ、生活援助中心型について人材の確保の裾野を広げ、担い手を確保し質の向上に努めます。
- (3) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握ができるよう、モニタリングにより情報を収集し、訪問介護員との情報共有を行います。

## 3. リスクマネジメントの徹底

- (1) サービス提供中の事故について徹底して報告し事例検討を行い、事故を起こさない意識を共有し定着できるように努めます。
- (2) 感染症に対する知識の習得及び自己管理を徹底し、異常時には早期連絡・対応が行える体制作りをします。
- (3) 事故が起きた際の速やかな報告・連絡体制の強化と誠意ある対応に努めます。